

市の鳥制定に係るパブリックコメント手続実施要領

1. 件名

市の鳥制定についての意見募集

2. 目的

この要領は、市の鳥を制定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広くその素案を公表し市民等の意見を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して市の鳥制定に係る意思決定を行うとともに、市の考え方を公表するためのものです。

3. 市の鳥制定に係る案

別紙「市の鳥制定に係る案」のとおり。

4. 案の公表

(1) 閲覧場所

ア 環境政策・放射能対策課（市役所第1庁舎2階）

イ 情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）

ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、クリーンセンター、生涯学習センター1階

(2) 流山市ホームページ

5. 意見等を提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

6. 意見等の募集期間

平成29年11月22日（水）～平成29年12月21日（木）【必着】

7. 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式（任意様式も可）に住所、氏名を明記し、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面を持参のいずれかの方法で提出して下さい。

8. その他

- (1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理した上で計画策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、環境政策・放射能対策課（市役所第1庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱いません。

9. 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 環境部 環境政策・放射能対策課 環境政策係
（市役所第1庁舎2階）

TEL 04-7150-6083

FAX 04-7150-6521

電子メール kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp